

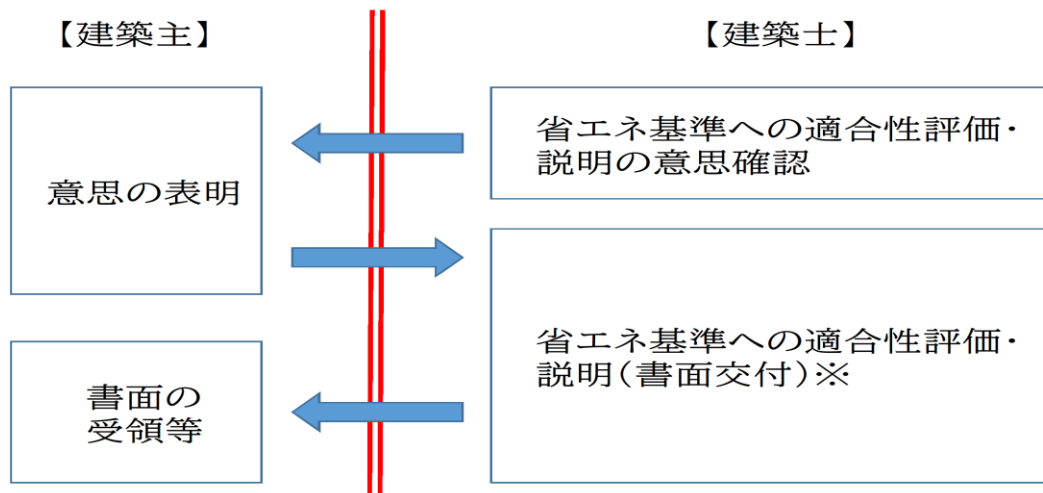
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正について

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較

	現行制度			改正法	
	建築物(非住宅)	住宅		建築物(非住宅)	住宅
大規模 (2,000 ㎡以上)	適合義務 【建築確認手続きに連 動】	届出義務 【基準に適合せず、必要 と認める場合、指示・命 令等】	＝	適合義務 【建築確認手続きに連 動】	届出義務 【基準に適合せず、必要 と認める場合、指示・命 令等】
中規模 (300㎡ 以上 2,000 ㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要 と認める場合、指示・命 令等】		➡	適合義務 【建築確認手続きに連 動】	
小規模 (300㎡ 未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】	➡	努力義務 【省エネ性能向上】 ＋ 建築士から建築主 への説明義務	努力義務 【省エネ性能向上】 ＋ 建築士から建築主 への説明義務

改正により 300 ㎡以上の建築物（非住宅）の場合、これまでの届出から適合の義務が求められます。また、300 ㎡未満の小規模の建築物についても、建築士から建築主への説明が義務化されます。

（説明義務対象物件に係る手続きフロー）



※建築主が省エネ性能に関する説明を希望しない旨の意思を書面により表明した場合、説明不要

〈実効性担保の方策〉

- 説明に用いる書面を建築士事務所の保存図書に追加。
- 建築士法に基づき都道府県等は建築事務所に対して報告徴収や立入検査が可能。